

国保・高齢者医療だより

8月から
保険証が新しくなります

限度額適用・減額認定申請
を忘れずに！

納税・納入通知書を
お送りします

納付には便利な口座振替を！
コンビニ納付もできるようになったよ！！



国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者証が、8月から新しくなります。国民健康保険については、7月中に世帯主宛に特定記録で郵送します。後期高齢者医療については、7月中に被保険者宛に簡易書留で郵送します。

8月以降に医療機関等を受診される場合は、氏名・生年月日等を確認のうえ、新しい保険証を提示してください。

では、病院に入院した場合や外来診療等で1つの医療機関等への支払いが高額になる場合、自己負担額や食事代が減額される認定証を交付しています。

入院等の際の自己負担額は、世

帯の所得状況によって異なります。

なお、国保加入者の認定証の交付要件は、国民健康保険税を完納していることです。70歳以上のかたについては、次ページを参照ください。

保険証は大切に！

保険証は病気やケガなどで医療機関を受診する際に必要となるもので、健康保険に加入していることを証明するものです。紛失のないよう大切に保管して下さい。

8月以降に医療機関等を受診される場合は、氏名・生年月日等を確認のうえ、新しい保険証を提示してください。

入院等の際の自己負担額は、世帯の所得状況によって異なります。

なお、国保加入者の認定証の交付要件は、国民健康保険税を完納していることです。70歳以上のかたについては、次ページを参照ください。

なお、更新の方は、8月中に手続きをお願いします。（後期高齢者医療制度の方は保険証と一緒に発送するので申請は不要です。）

また、どちらも、世帯の所得状況によって、税及び保険料の軽減制度があります。軽減の適用を受けるために、所得申告が必要です。詳細については、町ホームペー

▼問合せ
町民課税務係

☎ (72) 2113

2112

区分	国民健康保険税			後期高齢者医療保険料 (千葉県内均一)
	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分	
所得割額	7.0%	2.4%	1.8%	8.39%
平等割額	25,000円	—	—	—
均等割額	26,000円	11,000円	15,000円	43,400円
賦課限度額	630,000円	190,000円	170,000円	640,000円